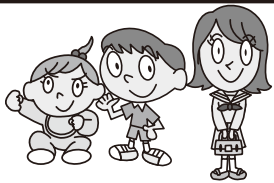


## 児童手当のお知らせ

児童手当は、家庭などにおける生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童を養育している方に手当を支給する制度です。



- 支給対象 日本国内に居住し、中学校修了前(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方
- 支給額

| 児童の年齢      | 児童手当の額(1人当たり月額)                                                                         |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 3歳未満       | 15,000円(一律)                                                                             |
| 3歳以上小学校修了前 | 10,000円(第3子以降は15,000円)<br>※「第3子以降」とは、高校卒業まで(18歳誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。 |
| 中学生        | 10,000円(一律)                                                                             |

※児童を養育している方の所得が、所得制限限度額以上の場合は、特例給付として児童1人当たり月額5,000円(一律)を支給します。

- 支給時期 毎年6月、10月、2月にそれぞれの前月分までの手当を支給します。

- 手当を受ける手続

お子さんが生まれたり、他の市区町村から転入したとき、公務員でなくなったときなどは申請が必要です。原則として、申請した月の翌月分の手当から支給します。

申請が遅れると、遅れた月分の手当を受けられなくなる場合がありますのでご注意ください。

※公務員の方は、勤務先での手続となりますので、勤務先にご確認ください。

- 現 況 届 手当を受けている方は毎年6月に「児童手当現況届」の提出が必要です。この届は毎年6月1日における状況を確認するためのもので、提出がないと6月分以降の手当の支給が差し止められますのでご注意ください。

提出が必要な方には、「現況届のお知らせ」を送付します。

## 「三世代同居世帯支援事業補助金」のお知らせ 6月30日(金)までに申請してください

少子化対策と定住化の促進を図ることを目的として、親、子、孫などの三世代が同居する世帯に補助金を交付しています。

注)三世代同居世帯とは・・・

町内に居住し、親、子、孫などの三世代以上で構成され、かつ、同一住宅内に同居する世帯をいいます。ただし、住民票が同一世帯でも別棟に居住する場合や、同居であっても住民票上は世帯分離している場合などは補助金の対象となりません。また、町税などの滞納がない世帯に限ります。

- 補助金の内容

| 区 分     | 補助対象者                                 | 補助金額             |
|---------|---------------------------------------|------------------|
| 学校給食費助成 | 小中学校に通う児童生徒がいる世帯の保護者                  | 給食費本人負担額の1/2     |
| 家庭内保育手当 | 就学前で保育所などに通所していない児童(0歳～6歳まで)がいる世帯の保護者 | 児童1人につき月額 7,000円 |

- 支 給 月 10月と4月にそれぞれの前月分までを交付します。

- 申請時に必要なもの ①申請者の印鑑(認印)  
②申請者名義の通帳(補助金の振込先)

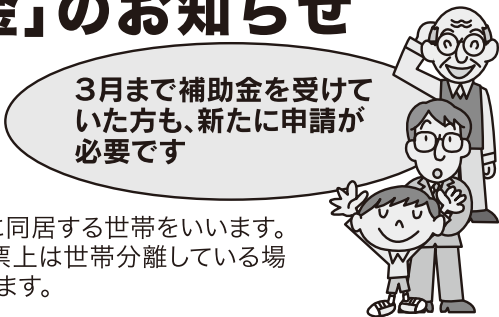
- 申請期間 4月1日時点で対象となる方は、6月30日(金)までに申請すれば4月分から支給します。ただし、7月以降に申請された場合は、その日の属する月から支給されます。

※出生、転入及びその他の理由により対象となった方が年度途中で申請した場合は、その日の属する月の翌月から支給されます。

※調査の結果、税などの滞納により対象外となることがあります。納付により補助の対象となった場合は、再度申請することで補助金が支給されます。

- 申請場所 子ども未来課、大平支所 総合窓口係(たいへいの里)

- 問い合わせ先 子ども未来課 子育て支援係 TEL 72-3111(内線227)



## 大平保育所嘱託保育士募集

◎採用予定人数/1名

- 職 務 上毛町立大平保育所の保育業務

- 年齢・資格要件

平成29年4月1日現在で保育士資格を有する60歳未満の方

- 勤務時間 7:00～19:00の間で、7時間45分勤務

- 勤務日数 月20日程度

- 休 日 日・祝日・年末年始、その他勤務割による

- 賃 金 月給160,000円、通勤手当

- 保険適用 社会保険、労災保険、雇用保険

- 受付期間 6月7日(水)～30日(金)

8:30～17:15(土・日を除く)

- 任用期間 8月1日～3月31日(任用継続更新あり)

- 応募方法 履歴書(写真貼付)と保育士証の写しを子ども未来課に提出してください。

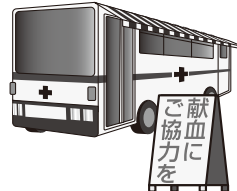
- 選考方法 履歴書が提出された後、面接日は後日通知します。

- 問い合わせ・提出先

子ども未来課 子育て支援係 TEL 72-3111(内線225)

## 献血のお知らせ

献血は身近なボランティアです。  
ご協力をお願いします。



| 月 日      | 場 所   | 時 間         |
|----------|-------|-------------|
| 7月14日(金) | 上毛町役場 | 10:00～12:00 |
|          |       | 13:00～15:30 |

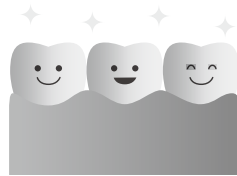
※献血手帳、献血カードをお持ちの方は、当日ご持参ください。

- 問い合わせ先

子ども未来課 町民健康係 TEL 72-3111(内線221)

## 児童の虫歯予防処置「シーラント」のお知らせ

初めての永久歯(6才臼歯)を虫歯から守るため、虫歯になりやすい奥歯の溝を薄いプラスチックの膜で覆う「シーラント」を行います。希望される方はお申し込みください。



- 日 時 7月22日(土)13:30～15:00  
※1人につき10分程度(予約制)  
※当日は歯みがきをしてきてください。

- 場 所 げんきの杜 保健指導室

- 対 象 者 6才臼歯が生えている小学生で、シーラントを4本完了していない児童

- 費 用 無料

- 締め切り 7月13日(木)

- 申し込み・問い合わせ先

子ども未来課 町民健康係 TEL 72-3111(内線224)

## 福岡県学習支援事業参加児童募集中

- 対 象 者 上毛町に住む小学3・4・5・6年生

- 学習支援内容

学校の予習復習など基礎的学習及び日常生活習慣の形成を目指します。

- 定 員 10名程度(定員になり次第締切り)  
※希望される方は、事前に面談の上、申し込みが必要です。

- 実施場所 げんきの杜  
※事業運営側での送迎はありません。

### ◎学習支援のスケジュール

- 申込受付 随時受付中

- 学習支援日時 平成30年3月23日までの  
毎週金曜日 16:30～18:00

※この教室は、進学のための学習主体の教室ではありませんのでご了承ください。

※学習支援員(有償ボランティア)を同地区で募集中です。(資格・経験不要)

- 申し込み・問い合わせ先

福岡県学習支援事業受託団体  
(特定非営利活動法人 ワーカーズコープ)  
SKIP(スキップ)福岡「田川・京築地区担当」東(あずま)まで  
TEL 080-9248-5803

## 「上毛町プレミアム商品券」を利用 できる取扱事業所を募集します

プレミアム商品券は、町内の個人消費喚起のため、11,000円の商品券を10,000円(1,000円お得)で販売します。

町内全ての事業者が加盟店(取扱事業者)になることができますので、加盟参加希望者の方は、下記まで問い合わせください。

- 商品券の使用可能期限  
7月30日(日)～12月31日(日)まで

- 問い合わせ先 上毛町商工会 TEL 72-3195

## 6月23日から29日までは 「男女共同参画週間」です

男性も女性も性別にかかわらず、一人ひとりが個性や能力を十分に発揮することのできる「男女共同参画社会」をめざして、毎年6月23日から29日までの一週間を「男女共同参画週間」と定めています。

「男女共同参画社会」を実現するにはみなさん一人ひとりの取り組みが必要です。

この機会に、私たちのまわりのパートナーシップや地域のことについて考えてみませんか。



- 問い合わせ先

住民課 生活窓口係 TEL 72-3111(内線145)